

令和6年度 第5回天竜区協議会

次第

日時：令和6年8月29日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

（1）答申事項

浜松市立竜川幼稚園の閉園について

（2）協議事項

ア 浜松市総合計画基本計画(案)のパブリック・コメントの実施について

(企画調整部企画課)

イ 第4次浜松市教育総合計画(案)のパブリック・コメントの実施について

(学校教育部教育総務課)

ウ 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて（区振興課）

エ 令和7年度以降の浜松市天竜区区政運営方針について（区振興課）

（3）報告事項

第3次浜松市中山間地域振興計画案について（市民部市民協働・地域政策課）

（4）地域課題

ア マイナンバーカードとマイナ保険証について

(区民生活課・天竜福祉事業所長寿保険課)

イ 天竜休日救急診療所について（天竜健康づくりセンター）

（5）その他

災害復旧状況について（天竜土木整備事務所）

5 その他

次回開催予定

日時 令和6年9月26日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所 2階 21・22 会議室

6 閉 会

(案)

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

件 名	浜松市立竜川幼稚園の閉園について
諮 問 内 容	竜川幼稚園を令和 7 年 3 月末に閉園することについて協議するもの。閉園の是非や時期について、要望書の内容を踏まえ、ご意見を伺いたい。
答 申	諮問の内容について審議した結果、以下の要望を付し、適切であると認めます。 ・自治会からの要望事項については十分に配慮すること。 ・天竜区の子供が区内で幼児教育・保育を受けられる環境を整えること。
備 考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市総合計画基本計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・現総合計画は平成27年度から令和26年度の30年間を計画期間とし、基本構想(30年)、基本計画(10年)、実施計画(1年)の3層で構成している。 ・基本構想で定めた1世代先の未来の理想の姿の実現に向けて、基本計画において、長期的な展望に立って総合的な政策を定めている。 ・現行の基本計画が令和6年度末で計画期間の終期を迎えることから、基本構想で定めた未来の理想の姿の実現に向けた次期基本計画の策定を進めてきた。 ○経緯 ・生活満足度や将来への期待度などを具体的に把握するため、市民意識調査（アンケート、広聴モニターアンケート）を実施し、市民のウェルビーイング※の視点を取り入れた実効性のある政策立案をおこなった。 ※身体的、精神的、社会的に良好な状態のこと。WHO 憲章において健康の定義として記載されている。 ・市長を委員長とする検討委員会を設置し、各分野の有識者から現行基本計画の評価・検証結果や計画（素案）等に対して意見を聴取し、計画（案）への反映をおこなった。				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	計画案について意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。 計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年） 内容： 1 総論（総合計画の概要、基本計画の概要） 2 まちづくりの基本理念 3 分野別計画（産業経済、こども・教育、安全・安心・快適、環境・くらし、健康・福祉、文化・スポーツ、地方自治）				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・意見募集期間 ：令和6年8月16日（金） ～令和6年9月17日（火） ・市の考え方公表：令和6年10月予定 ・浜松市議会へ議案提出：令和6年11月予定				
担当課	企画課	担当者	井口 雄亮	電話	457-2241(内線 2241)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市総合計画基本計画（案）	
趣旨・目的	総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。そのうち、基本構想（平成27～令和26年度：30年）で定めた1世代先の未来の理想の姿の実現に向けて、長期的な展望に立って総合的な政策を基本計画（令和7～令和16年度：10年）で定めます。	
策定（見直し）に至った背景・経緯	- 現在の基本計画は令和6年度末までを計画期間としています。 - 今後10年間の市政運営の方向性を示す次期基本計画を定めます。	
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	- 次期基本計画の策定にあたっては、基本構想で描いた未来の理想の姿の実現に向けて、計画期間に取り組むべきことを整理しました。 - 次期基本計画では、物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることができない健康や心の豊かさ、地域、人とのつながりなども重視し、一人ひとりが幸福を実感できる計画とするため、生活満足度や将来への期待度などに関する市民意識調査を実施し、分析に基づいて政策を立案しました。	
案のポイント （見直し事項など）	「まちづくりの基本理念」として、6つの柱を設定しました。 - 未来へ向けた持続可能なまちづくり - 幸福が実感できる豊かなくらしの実現 - 活力ある地域経済の振興 - 共助型社会の構築 - にぎわいと魅力の創造 - 拠点ネットワーク型都市構造の形成 「産業経済」「こども・教育」「安全・安心・快適」「環境・くらし」「健康・福祉」「文化・スポーツ」「地方自治」の7分野を設定し、分野ごとに10年後の理想の姿、取組の方向性、基本政策と政策の内容を体系的に記載しました。	
関係法令・ 上位計画など	- 基本構想 - 浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年8～9月	案の公表・意見募集
	令和6年10月	案の修正、市の考え方の作成
	令和6年10月	意見募集結果及び市の考え方、修正案を公表
	令和6年11月	浜松市議会へ議案提出
	令和7年4月	計画期間の開始(予定)

浜松市総合計画基本計画（案）について

1 次期基本計画の策定

- ・浜松市では、2014 年 12 月に市の最上位計画である総合計画を策定しました。
- ・総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層で構成しています。そのうち、現行の基本計画（平成 27～令和 6 年度：10 年）が終期を迎えることから、次期基本計画を策定します。

2 まちづくりの基本理念

市政運営の方向性を示す 6 つの柱を設定しました。

(1) 未来へ向けた持続可能なまちづくり

人口減少社会からの転換、災害に強いまちづくり、中山間地域の振興、県や三遠南信地域の連携、しなやかな財政運営、分野横断的な体制の構築、DX の推進、カーボンニュートラル・脱炭素社会と循環共生型社会の実現

(2) 幸福が実感できる豊かなくらしの実現

幸福実感の向上、人と自然が共生するまちづくり、健康寿命の延伸、生涯現役社会の実現

(3) 活力ある地域経済の振興

産業基盤のさらなる強化、企業誘致、スタートアップへの支援、多様で柔軟な働き方の推進、農林水産業の発展

(4) 共助型社会の構築

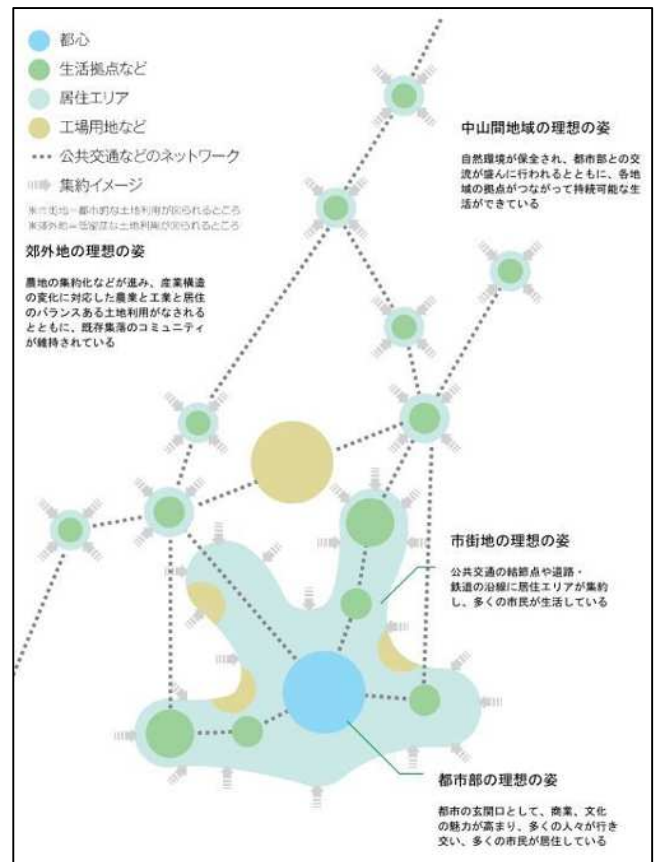
地域全体でのこども・子育て支援、市政情報の発信と市民意見の反映、様々な主体の連携・協働、多様性の尊重、福祉分野の重層的な支援体制、地域共生社会の実現

(5) にぎわいと魅力の創造

文化・芸術による地域振興、スポーツによるにぎわい創出、戦略的な都市ブランド構築、移住・定住の促進

(6) 拠点ネットワーク型都市構造の形成

整備・開発・保全のバランス、都市の機能性と市民生活の利便性への配慮、コンパクトな拠点をつなぐネットワーク、公共インフラの最適な整備



図：拠点をつなぐネットワーク型都市構造

3 分野別計画

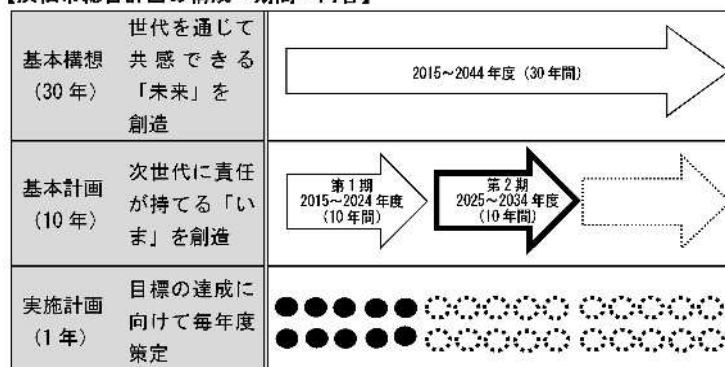
市政全般を7つの分野に分類し、各分野で実施する基本政策などを体系的に整理しています。

分野	基本政策
産業経済	世界を市場とする産業・サービスの創造
	スタートアップ・エコシステムの構築
	国内外に通用する魅力ある地域資源の創造
	もうかる農林水産業の推進
こども・教育	全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり
	自分や浜松の未来を創る人づくり
安全・安心・快適	みんなの力で自然災害から生き残る
	市民が集う活力ある都市づくり
	みどり豊かで、快適なまちづくり
	災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化
	いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり
	健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営
環境・くらし	カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現
	循環共生型社会の実現
	地域コミュニティの充実
健康・福祉	関係機関との連携による包括的な支援の推進
	人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実
	健康寿命日本一「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」浜松
文化・スポーツ	文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会、場の提供
	「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進
地方自治	市民とともに歩む未来を見据えた行政運営
	市民満足度の高い自治体組織と運営の実現
	将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進
	行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進
	デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現

（参考）総合計画の概要

- ・基本構想では、1世代（=30年）先の未来の理想の姿を描いています。
- ・基本計画においては未来の理想の姿の実現に向けて、10年間の長期的な展望に立って総合的な政策を定めています。
- ・実施計画は、事業実施の核として毎年度作成し、計画的な進捗管理を行います。

【浜松市総合計画の構成・期間・内容】



第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	第4次浜松市教育総合計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景・経緯 ・教育基本法第17条第2項に基づいて定める、本市の教育に関する振興基本計画。 ・現行の第3次浜松市教育総合計画が令和6年度末に終期を迎えることから、現行計画の評価・検証結果や、国の第4期教育振興基本計画、市民ニーズを踏まえて、第4次浜松市教育総合計画を策定する。 ・計画策定にあたり、教育委員や学識経験者、学校・保護者・民間の代表者による「第4次浜松市教育総合計画策定委員会」を設置し、協議を行っている。				
対象の区協議会	西地域分科会、北地域分科会、浜北地域分科会、天竜区協議会				
内 容	市の計画案について意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。 【計画期間】 令和7年度から令和16年度までの10年間 【基本理念】 描く夢や未来の実現 【目指すこどもの姿】 ・自分らしさを大切にすることも ・他者と協働し、主体的に行動できるこども ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこども 【方針】 I 自分や浜松の未来を創る人づくり II 安全・安心で魅力ある環境づくり III こどもの学びや育ちを支える連携・協働				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	・意見募集期間 ：令和6年8月16日（金） ～令和6年9月17日（火） ・市の考え方公表：令和6年12月予定 ・計画開始 ：令和7年4月				
担当課	教育総務課	担当者	村松 勇佑	電話	457-2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

教えて！第4次浜松市教育総合計画

本資料は、教育総合計画の意味や役割、目指す子どもや教職員の姿のほか、計画の政策や施策等を分かりやすく説明します。



Q 『第4次浜松市教育総合計画』ってなあに？

・教育基本法第17条第2項に基づく**浜松市の教育に関する計画**です。

・**今後10年間（令和7年度～16年度）**の教育政策の方向性や目標、施策などを定めています。

本計画は、予測困難な時代において、子どもやこどもの成長を支えるすべての人たちが、将来に向かって共に歩んでいくための**道しるべとしての役割**を果たすものです。

Q 計画の基本理念とねらいは？

基本理念 描く夢や未来の実現

主 体性

物事を自分事としてとらえ、目の前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて粘り強く取り組む

多

様性・包摂性

一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあいながら、誰もが活躍できる環境を実現していく

信

頼・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、協働したり、相互に作用したりして、より良い関係性を構築していく

子どもやこどもの成長を支えるすべての人々のウェルビーイングの向上

子どもやこどもの成長を支えるすべての人たちが、幸せや生きがいを感じつつ（「ウェルビーイング」とも言います）、それぞれの「夢や未来」を描き、その実現に向けて自ら行動していく存在になってほしいと願い、基本理念を「描く夢や未来の実現」と定め、国の方向性、前計画の成果や課題、本市の現状を踏まえ、上記の「3つのコンセプト」を設定しました。

Q 浜松市の目指すこどもの姿、教職員の姿とは？

【目指すこどもの姿】

前ページの3つのコンセプトを踏まえ、本市の目指すこどもの姿を以下のように設定しました。

浜松市では第3次計画に引き続き、本計画においても「自分らしさ」を重視しています。子どもが自他の「自分らしさ」を大切にしていくことは、他者を認め、協働しながら高め合い、補い合うことにつながっていくと考えます。また、「自分らしさ」を大切に、子ども自身が目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定する過程を通して自己実現を果たしていくことは、自らが関わる社会に変化をもたらします。その様は、持続可能な社会を創り出す姿そのものであると考えます。

自分らしさを大切にする
子ども

他者と協働し、主体的に
行動できる子ども

自己調整しながら、粘り強く
取り組む子ども

※自己調整とは子ども自身が目標を立て、自分の行動を振り返り、評価しながら次の行動を決定していく様子を表します。

【目指す教職員の姿】

自己調整しながら主体的に学び続けることは、子どもにも教職員にも求められる学びの姿です。教職員が自らの専門性と指導力を磨き続けると同時にこどもの自分らしさを受容し、こどもの成長を支援する伴走者としての役割を果たしていくことも必要となります。こうした考え方のもと、浜松市の目指す教職員の姿を以下のように設定しました。

こどもの自分らしさを受け
止める教職員

愛情と情熱、規範意識を
持ち続ける教職員

専門性と指導力を磨き続ける
教職員

Q計画ではどのようなことをするの？

本計画では、**3つの方針**に基づいた**5つの政策**達成に向けて、**25の施策**を推進します。どの施策も様々なデータやデジタル技術の活用（教育DX）を意識して取組を進めます。また、各施策について、毎年、データ等に基づいて振り返り、見直しを行ったうえで具体的な取組を改善していきます。

教育DXとは、学校がデジタル技術を活用して、今までできなかった学習や業務を実現し、時代に対応した教育を進めていくことをいいます。

Q計画の3つの方針と5つの政策とは？

本計画の基本理念「描く夢や未来の実現」や目指すこども、教職員の姿を実現していくために、次の3つの方針を定めました。それぞれの方針の下には、各方針を実現するための政策を位置付けています。

方針Ⅰ 自分や浜松の未来を創る人づくり

方針Ⅰでは、こどもに関する政策をまとめています。

政策1 未来の創り手に求められる力の育成

政策2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

方針Ⅱ 安全・安心で魅力ある環境づくり

方針Ⅱでは、学校の教職員や学校の環境整備に関する政策をまとめています。

政策3 「はままつ先生」の魅力と資質能力の向上

政策4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

方針Ⅲ こどもの学びや育ちを支える連携・協働

方針Ⅲでは、保護者や地域、NPO等様々な人や機関との連携に関する政策をまとめています。

政策5 多様な人材・主体との連携・協働

Q計画の25の施策とは？

本計画の5つの政策達成に向けて位置付けた25の施策を一覧で示します。

政策1 未来の創り手に求められる力の育成

- 施策1 確かな学力の育成
- 施策2 豊かな心の育成
- 施策3 健やかな心身の育成
- 施策4 グローカル人材の育成
- 施策5 情報活用能力の育成
- 施策6 持続可能な社会・地域の形成に参画する態度の育成
- 施策7 育ちや学びをつなぐ教育の推進

政策3 「はままつ先生」の魅力と資質能力の向上

- 施策1 志ある優れた教職員の確保
- 施策2 専門性を有する質の高い教職員の育成
- 施策3 多様な支援スタッフの配置
- 施策4 教職員がいそいそと働ける環境の整備

政策5 多様な人材・主体との連携・協働

- 施策1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 施策2 魅力ある地域人材や団体等との連携
- 施策3 家庭教育支援の推進
- 施策4 放課後の居場所づくり

政策2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

- 施策1 多様なニーズに対応したこども・保護者への支援
- 施策2 特別な支援を必要とするこどもの学びや支援の充実
- 施策3 不登校児童生徒の学びや支援の充実
- 施策4 外国につながるこどもの学びや支援の充実
- 施策5 多様な才能・個性を伸ばす機会の提供

政策4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

- 施策1 新しい時代の学びを実現する学校施設等の整備
- 施策2 学校安全の推進
- 施策3 中山間地域等における教育環境の向上
- 施策4 学びの機会確保に向けた支援
- 施策5 いじめの問題への対応

※それぞれの施策の下に、具体的な取組を位置付けています。取組については、第4次浜松市教育総合計画本編を御覧ください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・令和6年度当初に予定されていたパブコメ案件(14件)については、6月の区協議会後に説明の要不要についてのアンケートを行い、パブコメ実施担当課による説明又は資料配付について決定している。 ・新たに、河川課の「第2次浜松市川づくり計画」について、案件が追加されたため、区協議会での取扱いについて協議するもの。				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	1 パブコメ(追加分)の概要 実施担当課：河川課 計画名：浜松市川づくり計画 詳細は、<u>次頁</u>パブコメ一覧表のとおり 2 協議事項 上記パブコメ案件について、河川課からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③) 3 今後スケジュール 8月(今回)：追加分のパブコメの取扱い(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)を決定。 9月以降：河川課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付 パブコメの運用区分《市民協働・地域政策課》 ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	天竜区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013

令和6年度パブリック・コメント一覧表

No.	①/件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	⑧担当課による説明									
							説明の有 無	中央	中	東	西	南	浜名	北	浜北	天竜
1	浜松市川づくり計画（案）	河川課	11月	令和7年2月	令和7年4月	全市域	無									
	⑦概要	浜松市川づくり計画は、浜松市が目指すべき河川整備の方向性を示す計画です。平成25年の策定から10年以上が経過し、気候変動による降雨量の増加や土地利用の変化等が生じているため、現在の社会情勢を踏まえて計画を更新します。														
							資料配布									

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	令和7年度以降の浜松市天竜区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	浜松市区における総合行政の推進に関する規則第4条において、「区長は、区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならない。」としている。				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	令和7年度以降の区政運営方針の策定にあたり、策定方針について意見を伺うもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	天竜区区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0011

令和7年度以降の区政運営方針について

令和6年1月1日、行政区再編により移行した新3区において、「新たな将来像」を策定します。唯一、区名・区域に変更がない「天竜区」においても、新3区の中の天竜区として、区協議会委員の皆さまとともに、新しい未来を描いてまいります。

1 策定方針

- ・総合計画に即した個別計画として、毎年度、区政運営方針を定める。
- ・令和6年度に総合計画の第2次推進プラン（計画期間10年（R7～16））を策定することになっており、これとの整合を図るため、将来像は「キャッチコピー」に加え「10年後の目指す姿」で構成する。
- ・行政区再編前の旧7区でばらつきのあった「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合する。
- ・令和6年度に、以上の考え方を区協議会と共有した上で、区協議会の意見を踏まえて策定する。

※天竜区区政運営方針（現行）

将 来 像	基 本 方 針
もりと水 いのち 森林と水 生命はぐくむ天竜区 ～「豊かな自然と地域特性を活かし、安心して定住できるまち」を目指します～	1 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます 2 区民の目線で地域福祉などの行政サービスを提供します 3 市民協働で区の魅力・情報を発信します 4 自然との共生・保全と環境への貢献、森林資源の活用を図ります 5 地域の資源を活かし、心の豊かさにつなげる文化振興に取り組みます 6 ふるさとに愛着を持ち、今後もいきいきと活躍できる地域を目指します

2 スケジュール

年 月	内 容
令和6年8月～9月	区政運営方針の策定方針・スケジュールについて説明、意見聴取
令和6年10月～ 令和7年1月	将来像・基本方針（案）について協議
令和7年2月	将来像・基本方針決定
令和7年5月	報告
	公表

令和5年度および令和6年度以降の区政運営方針

年度	区	将来像	基本方針	まちづくりの柱
令和5年度	中区	〔目指す将来像〕 都市の顔 薫る文化の 中区	〔基本方針〕 ◆親しまれ、信頼される区役所づくり 区民の皆さまの意見を区政に十分に反映し、質の高い行政サービスを提供することで満足度を高めます。 ◆安心して暮らせるまちづくり 地域の防災・防犯力、安全性を高め、区民の皆さまとの協働によって「安全・安心なまち 中区」を実現します。	〔重点的な取り組みの柱〕 1 にぎわいと文化を育むまち・中区 2 共生のところで優しさあふれるまち・中区 3 安心して快適に暮らせるまち・中区
	東区	〔キャッチフレーズ〕 人と人 心ふれあう未来へ 東区	〔基本方針〕 1 安全・安心な地域づくり 2 地域資源の再発見とその活用 3 健康で安心して生活するための支援体制の充実 4 地域の声に応える区役所の運営	—
	西区	〔目指すまちの姿〕 魅力多彩 個性輝く 西区 ～産業・文化・自然・区民の個性が輝くまちを目指します～	—	〔まちづくりの柱〕 1 安心して暮らせるまちづくり 2 健やかで元気あふれるまちづくり 3 市民協働によるまちづくり 4 賑わいと活気にあふれるまちづくり
	南区	—	〔区の重点課題〕 ・継続的な防災教育 ・デジタル技術の活用	〔まちづくりの柱〕 1 安全・安心に暮らせるまちづくり 2 区民がいきいきと活躍する協働まちづくり 3 様々な世代が快適に暮らせるまちづくり 4 地域資源を活かした魅力あるまちづくり
	北区	産業と自然が織りなす人にやさしい北区 ～豊かな産業と地域資源が融合する田園都市空間の創出を目指します～	〔基本方針〕 1 安全で住みよいまちづくり 2 市民協働による区民主体のまちづくり 3 地域資源（歴史文化・自然）を活かしたまちづくり 4 中山間地域を応援するまちづくり	—
	浜北区	〔浜北区の将来像〕 副都心 夢人集う 浜北区 ～夢をはぐくむみどり豊かな住環境を形成するまちを目指します～	〔基本姿勢〕 ・区民の皆さまと、魅力ある副都心にふさわしいまちづくりを進めます ・区民の皆さまの声に応え、住みよいまちづくりに努めます ・地域の窓口として、わかりやすい説明、親切でいねいな対応をします	〔取り組みの柱〕 1 安全で住みよいまちづくりの推進 2 人と地域がつながる、元気なまちづくりの推進 3 地域文化を活かした、魅力あるまちづくりの推進
	天竜区	〔天竜区の将来像〕 森林と水 生命はぐくむ 天竜区 「豊かな自然と地域特性を活かし、安心して定住できるまち」を目指します	〔基本方針〕 1 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます 2 区民の目線で地域福祉などの行政サービスを提供します 3 市民協働で区の魅力・情報を発信します 4 自然との共生・保全と環境への貢献、森林資源の活用を図ります 5 地域の資源を活かし、心の豊かさにつなげる文化振興に取り組みます 6 ふるさとに愛着を持ち、今後もいきいきと活躍できる地域を目指します	—
令和6年度	中央区 浜名区 天竜区	— (令和7年度に向けた策定作業)	—	令和5年度までのものをベースに旧行政区単位で作成し、新行政区単位でまとめる。
令和7年度	中央区 浜名区 天竜区	・令和7～16年度(10年間) ⇒総合計画 第2次推進プランと合わせる ・構成は、キャッチコピー+10年後の目指す姿	—	各区でばらつきがあったため、「基本方針」と「まちづくりの柱」を「基本方針」に統合。毎年度策定。

＜ 区政運営方針イメージ ＞



《区政運営方針》

天竜区長 ○○ ○○

[illegible]

区政運営の基本方針

- 1** ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 .
 .
 .



1 ○○○○○○○

- (1) ○○○事業【○○○○課】

[illegible]

- (2) 〇〇〇事業【〇〇〇〇課】



天竜区の将来像

もり いのち
森林と水 生命はぐくむ 天竜区

「豊かな自然と地域特性を活かし、安心して定住できるまち」を目指します

《区政運営方針》

天竜区長 仲井 英之

浜松市天竜区は、豊富な森林資源に恵まれ、信州から遠州に連なる山々が育む豊富な水は、水窪川や気田川、阿多古川などの清流から区の中央を悠然と流れる天竜川に注がれ、都市部の住民の暮らしや産業を支える重要な役割を担っています。

郷土の偉人金原明善翁を中心に始まった植林は、「天竜美林」の礎となりました。こうした先人が培ってきた資源とともに忘れてはならないのが、各地域に古(いにしえ)から連綿と引き継がれてきた伝統芸能の数々。現代の私たちにもその姿をそのままに伝えていきます。

一方で豊かな自然環境は、災害の発生リスクと隣り合わせにあり、近年の異常気象による大雨などの影響で山地災害発生件数が増大しています。災害対策の強化に加え、過疎化や医療・福祉の確保など直面する中山間地特有の課題に向き合っていかなければなりません。

森林面積の7割を占める天竜地域の森林は、産業面だけでなく、カーボンニュートラルやSDGsの実現に深く関連し、環境面においても無限の可能性を秘めています。こうした地域特有の資源を最大限に活かし、天竜区から未来の浜松をつくってまいります。

浜松市は、令和6年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区に変わりました。唯一、区名・区域変更がなく「天竜区」として存続した意義を重く受け止め、これまでの伝統を引き継ぎ、区民の皆様がいつまでも安心して住み続けることができるまちを目指し、令和6年度は、次の6つの基本計画で区政運営に取り組みます。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	第3次浜松市中山間地域振興計画案について（報告）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	・ 現行の第2次浜松市中山間地域振興計画が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度から始まる第3次浜松市中山間地域振興計画を策定する。 ・ 令和6年度7月の区協議会にて、令和5年度に実施した集落座談会及びアンケート調査の結果をふまえ作成した、第3次中山間地域振興計画骨子案について報告した。				
対象の区協議会	天竜区協議会、中地域分科会、東地域分科会、西地域分科会、南地域分科会、浜北地域分科会、北地域分科会				
内 容	第3次中山間地域振興計画案について報告するもの。 計画期間：5年間 2025(R7)年度～2029(R11)年度 対象区域：天竜区の全域、浜名区引佐町北部(旧鎮玉村・旧伊平村) 基本理念：豊かな暮らし、自然との調和、あふれる魅力～浜松の中山間地域から新たな息吹～ 目標：①中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」や「誇り」を持ち、笑顔で幸せを実感して生活できる持続可能な地域社会の構築を目指します。 ②みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域(浜松の宝)である。」と思える地域を目指します。 重点方針：3本 主要施策：19本				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	パブリック・コメントについて（R6.11月予定）				
担当課 （とりまとめ） 市民協働・地域 政策課 （中山間地域 振興担当）	担当者	夏目 聖	電話	922-0200	

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。